改正後	改正前
（保証票の様式及び添付方法） **第十一条**　（略） ２～７　（略） ８　法第四条第二項第二号に掲げる普通肥料について法第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならない保証成分量については、次に定めるところによらなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める場合にあつては、この限りでない。 一・二　（略） 三　前号の保証成分量の数値の上限値については、次に掲げる主成分ごとに、同号イからハまでのいずれかを選択しなければならない。 イ～ハ　（略） ニ　農林水産大臣の指定する有効石灰又は農林水産大臣の指定する有効石灰及び有効苦土（以下「アルカリ分」という。） ホ　農林水産大臣の指定する有効石灰（以下単に「有効石灰」という。） ヘ　農林水産大臣の指定する有効けい酸（以下単に「有効けい酸」という。） ト　農林水産大臣の指定する有効苦土（以下単に「有効苦土」という。） チ　農林水産大臣の指定する有効マンガン（以下単に「有効マンガン」という。） リ　農林水産大臣の指定する有効ほう素（以下単に「有効ほう素」という。）	（保証票の様式及び添付方法） **第十一条**　（略） ２～７　（略） ８　法第四条第二項第二号に掲げる普通肥料について法第十七条第一項又は第十八条第一項の規定により保証票に記載しなければならない保証成分量については、次に定めるところによらなければならない。ただし、農林水産大臣が別に定める場合にあつては、この限りでない。 一・二　（略） 三　前号の保証成分量の数値の上限値については、次に掲げる主成分ごとに、同号イからハまでのいずれかを選択しなければならない。 イ～ハ　（略） ニ　アルカリ分（農林水産大臣の指定する有効石灰又は農林水産大臣の指定する有効石灰及び有効苦土をいう。） ホ　農林水産大臣の指定する有効石灰 ヘ　農林水産大臣の指定する有効けい酸 ト　農林水産大臣の指定する有効苦土 チ　農林水産大臣の指定する有効マンガン リ　農林水産大臣の指定する有効ほう素
ヌ　農林水産大臣の指定する有効硫黄（以下単に「有効硫黄」という。） 四～六　（略） ９～11　（略） （肥料の生産又は輸入に係る帳簿） **第二十五条の二**　法第二十七条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　普通肥料を生産し、又は輸入する場合にあつては、次に掲げる事項 イ・ロ　（略） ハ　普通肥料の原料の記載にあつては、次に掲げる事項 ⑴　家庭園芸用肥料（指定配合肥料及び指定化成肥料に限る。）の場合には使用した原料の種類、名称、使用量及び入手先（指定混合肥料を原料として使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料の名称、法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料のいずれに該当するかの別、使用量及び入手先） ⑵　（略） ニ～リ　（略） 二　（略） ２・３　（略）	ヌ　農林水産大臣の指定する有効硫黄 四～六　（略） ９～11　（略） （肥料の生産又は輸入に係る帳簿） **第二十五条の二**　法第二十七条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一　普通肥料を生産し、又は輸入する場合にあつては、次に掲げる事項 イ・ロ　（略） ハ　普通肥料の原料の記載にあつては、次に掲げる事項 ⑴　家庭園芸用肥料（指定配合肥料及び指定化成肥料に限る。）の場合には使用した原料の種類、名称、使用量及び入手先（指定混合肥料を原料として使用した場合の当該原料の記載にあつては、当該原料の名称、法第四条第二項第二号から第四号までに掲げる普通肥料のいずれに該当するかの別、使用量及び入手先） ⑵　（略） ニ～リ　（略） 二　（略） ２・３　（略）

附　則

この省令は、令和五年十月一日から施行する。

○農林水産省環境省令第三号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第九条の二第四項、第十七条の二第五項及び第十七条の四第四項において読み替えて準用する同法第十六条及び第十七条、第二十五条第一項、第二十九条の二並びに第三十一条の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月一日

農林水産大臣　野村　哲郎
環境大臣　西村　明宏

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。